

東京電力福島第一原子力発電所事故損害賠償請求訴訟における東京高等裁判所判決（第一審・前橋地方裁判所）を受けての4県（山形、群馬、新潟、埼玉）弁護士共同声明

本年1月21日、東京高等裁判所は、福島第一原子力発電所事故（以下「本件原発事故」という。）による被害の賠償を求める集団訴訟について判決を言い渡した。国と東京電力を被告とする全国各地の福島第一原発事故の損害賠償を求める集団訴訟の中で最初の判決となった前橋地方裁判所の控訴審判決である。

本判決は、高等裁判所の判断としては初めて国の責任を否定したものであり、極めて不当である。その理由をみても、全国から著名な地震学者らが多数参集して検討・策定した長期評価に対して、当時の確立した地震学上の知見（地震地体構造論）にも反するものであったなどと驚くべき認定をした上で、東京高裁における今村文彦氏の証言（津波評価技術制定までの議論過程では、津波の発生源（波源）については検討していなかった）があったにもかかわらず、津波評価技術は7省庁手引きの「想定しうる最大の津波への防護」という考え方を踏襲したものであるという国の主張をうのみにし、津波評価技術と整合しないことをもって、長期評価の信頼性を否定するという判断をしている。こうした東京高裁の事実認定と判断過程は、事実を正しく認定し、法的判断を下すという司法の役割を放棄し、単に行政の判断を追認したものといわざるをえない。本判決は、国の責任を否定した点は理由が薄弱であり、極めて不当で、到底是認できない。

一方、本判決が被告東京電力に命じた損害額は、完全賠償には及ばないものの、一部原告の賠償額を増額する判断をしたものであり、この点は評価できる。賠償額を増額に至った原告の方々の取り組みにあらためて敬意を表する。

私たち4県の弁護士は、本件原発事故からまもなく10年を迎えようとしている中で、引き続き連携・協働し、各地の訴訟を通じて、避難者に生じている被害の実相を明らかにした上で、国と東京電力の加害責任を前提とした完全賠償を実現するため、全力を尽くすことを表明するとともに、広く国民に対しご支援を訴える。

2021（令和3）年1月21日

原子力損害賠償群馬弁護士
団長 鈴木 克 昌
原発被害救済山形弁護士
団長 安 部 敏
福島原発被害救済新潟県弁護士
団長 遠 藤 達 雄
福島原発事故責任追及訴訟弁護士（埼玉）
団長 中 山 福 二